

質屋、古物商等の捜査協力に対する報償要綱の制定について（例規）

〔 最終改正 平成26. 12. 26 例規務第35号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

質屋、古物商等が経済的損失をかえりみず盗品の疑いある旨を積極的に申告し、捜査に協力したことに對する報償の要領を定めたものです。